

京都市上下水道局告示第61号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年 3月 5日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市西京区下津林佃5番地169  
株式会社 大水道松本管工  
代表取締役 松本 茂樹

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市西京区牛ヶ瀬南ノ口町25番地の2 から  
京都市西京区下津林佃5番地169 に変更

(上下水道局下水道部管理課)